

ニューズレター 第117号・2020年11月

日本カナダ学会 発行人：佐藤信行 編集人：福士 純・竹中豊・岡田健太郎

事務局：〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8 中央大学法科大学院 佐藤信行研究室気付
TEL:080-3868-1941・FAX:03-6368-3646・http://www.jacs.jp・jacs@jacs.jp

(電話等の受付：毎週月曜日10時～12時及び13時～17時 郵便振替口座 00150-2-151600)

第45回年次研究大会を終えて

矢頭 典枝

2020年度の日本カナダ学会(JACS)第45回年次研究大会(9月12・13日)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、JACS 始まって以来、初のオンライン・対面併用型(ハイブリッド)大会として開催しました。大学での開催が不可能となったため、急遽、大会執行部と来場希望者が集合できる会場として、東京都八王子の大学セミナーハウスを予約し、大会の全公式日程について、テレビ会議システムZoomを使ってオンラインでも参加できるようにしました。大会は、三つの通常セッション、特別公開セッション、基調講演、シンポジウムで構成されました。第1日目は、「自由論題」セッションで社会福祉に関する報告が一つ、「環境：地球温暖化対策に焦点を当てて」セッションの報告が二つ、第2日目に「ICT (Information and Communication Technology)」の報告が二つありました。キース・バンティング教授(クイーンズ大学)による基調講演“The Politics of Immigration and Multiculturalism in Canada”は第1日目に録画放映、第2日目にリアルタイムでのバンティング教授との質疑応答が行われ、続いて「分断を超えて：多文化主義・移民・社会統合」と題するシンポジウムで3名のパネリストによる報告が行われ、活発な議論が展開されました。また、特別公開セッションとして、在日カナダ大使館のマット・フレイザー氏とハロルド・ウルフ氏をお招きして“Human Mobility in the COVID-19 Era: Focusing on Education and Academic Cooperation”を開催し、COVID-19下での日加間の人的交流、および現在中断されているカナダへの留学の見通しについて報告していただき、JACS会員と意見交換がなされました。

本大会の企画にあたっては、企画委員長の池上岳彦会員(立教大学)と企画委員たちが大変苦労しました。新型コロナウイルスの感染の収束の見通しが立たないなか、当初予定していたプログラムの変更を余儀なくされ、また、大会の形式について、対面にするか、オンラインにするかについて議論し、ぎりぎりのタイミングで最終的にはハイブリッド形式を決断しました。そして、来日が

(次ページに続く)

JACS Newsletter No.117 (November 2020) // 本号の内容：第45回年次研究大会を終えて(矢頭典枝) ●第45回年次大会報告特集：各セッション等のレビュー(矢頭典枝/田中俊弘/佐藤信行/新川敏光/池上岳彦/大石太郎) ●自著を語る：『カナダの女性政策と大学』(犬塚典子) ●日本カナダ学会(編)、飯野正子・竹中豊(総監修)『第二版 現代カナダを知るための60章』(明石書店)刊行にむけて(竹中豊) ●事務局より『カナダ研究年報』第41号の公募要項、第34回『日本カナダ学会研究奨励賞』論文募集、第3回『日本カナダ学会賞』受賞候補作品再募集、会費納入について(お願い)・・・●編集後記

不可能となったバンティング教授の基調講演を前もって録画し、大会第1日目に放映、第2日目に時差を考慮した時間帯でリアルタイムでの質疑応答という方法を考案しました。

会場では、来場者とオンライン参加者の両方が問題なく大会に参加できるようZoomシステムの様々な機器を使って大会を運営しました。ときおりマイクのハウリングが起こる、声が聞こえないといった音関係のハプニングがありました。全体的に上手く運営できたのは、佐藤信行会長と事務局の**本田隆浩**会員の現場での臨機応変な対応があったからです。今回の大会では移動を伴わないオンライン参加のメリットを感じることができ、通常の大大会よりも参加者が多かったことが報告されています。前代未聞の大大会形式でしたが、これを成功に導いてくださった皆様のご尽力とご参加に感謝申し上げます。

(大会実行委員長・神田外語大学)

* * *

第44回年次研究大会報告特集

◆研究大会各セッション等のレビュー：

セッションⅠ「自由論題Ⅰ」 (第一日午前)

矢頭 典枝

第45回年次研究大会の最初の報告となったのは、岡野聡子会員(奈良学園大学)による「カナダの地域福祉から学ぶ地域共生社会への示唆—カナダ・バンクーバーにおける Collingwood Neighbourhood House の取り組みを事例として—」と題する現地調査に基づく興味深い報告であった。ネイバーフッドハウスとは近隣にて居住者たちが支えあう相互扶助的な地縁型コミュニティのことであり、本報告では、バンクーバー市内からさほど遠くない Collingwood のネイバーフッドハウスを事例にそのシステムやサービスの提供方法を報告した。本ネイバーハウスは「社会的、教育的、経済的、健康的、文化的、娯乐的ニーズのサービスを開発・支援する」ことを目的とし、具体的な施策として学童の保育、子育て

支援、就職支援、高齢者サービスを行っている。本報告で焦点を当てていたのは二つの点であり、一つは当ネイバーフッドハウスが積極的なホームレス支援も行っているということであった。日本ではホームレス支援を行う団体が子育てや高齢者支援を行うことはないため、これはサービスを受ける「対象者を限定しない」当ネイバーフッドハウスの寛容性を示す。もう一つは、多様なイベントを通して、増加する移民の社会統合および子供、若者、高齢者の世代間交流を重点的に行っている点である。報告の後はいくつか質問が出され、そのうちの一つが先住民もサービスの対象となっているか、というものであった。

近年、JACSの研究年次大会ではカナダの福祉関係の報告が増えてきているが、こうしたカナダの寛容な社会福祉政策が日本の地域共生社会の在り方に対して示唆することが大いにあるからではないだろうか。(神田外語大学)

*

セッションⅡ「環境：地球温暖化対策に焦点を当てて」 (第一日午前)

田中 俊弘

第45回年次研究大会の第二セッションは、大会企画委員長で報告者の池上岳彦会員(立教大学)と座長の私が大学セミナーハウスで現地参加し、もう1人の報告者であるアンドリュー・デウィット(Andrew DeWit)会員(立教大学)がオンラインで参加するハイブリッド方式で実施された。カナダの地球温暖化対策について、財政学と政治経済学の見地からなされた研究成果報告である。

「カナダのカーボンプライシングをめぐる連邦と州の動向」と題した池上会員の報告は、各州政府や連邦政府の取り組みを詳述した後、両政府間の権限を巡る駆け引きや議論について、詳細なデータで現状を炙り出した。カナダの二酸化炭素排出量は2007年のピークを経て、現在はある程度抑えられているものの、パリ協定の目標とのギャップは大きく、改善の余地がある。そこで炭素税や二酸化炭素排出権限を市場

で取引するカーボンプライシングが進められている。化石燃料に課税する炭素税は、他国と異なりカナダでは連邦政府に権限がなく、州政府が導入している。排出量取引については、連邦政府は州政府の権限を尊重しつつも、最低限度の基準を定めるべく、2018年に温室効果ガス汚染プライシング法（Greenhouse Gas Pollution Pricing Act）を制定し、その翌年には2種類のバックストップ制度を導入した。しかしこれは連邦政府の越権とする批判もあり、一部では訴訟に発展しているという。こうして現状を整理した上で、池上会員はカーボンプライシングの決定要因として地域特性や産学界の議論、世論動向、連邦制、政党間の協調と対立を取り上げ、現行施策の限界や2019年連邦総選挙結果を踏まえた展望を示して報告を結んだ。環境政策を連邦・州関係というカナダらしいテーマから分析して現状を詳らかにする内容であった。具体的な事例では、ケベック州がアメリカ合衆国カリフォルニア州とカーボンプライシングで協働している点などが興味深かった。

“Decarbonization and Renewable Energy in Canada”（邦題：カナダの脱炭素化と再生可能エネルギー）と題したデウィット会員の報告は、再生可能エネルギー利用の問題を指摘した上で、池上報告の議論に触れつつ、税制措置によって脱炭素化を進められるとする内容であった。具体的には、水力（2017年段階で総発電量の60%）や原子力（同15%）を中心に、カナダではすでに温室効果ガスを排出しない電力源（non-GHG emitting sources）に8割以上を依存している事実をデウィット会員は示し、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの利用も着実に増えている状況（2010-2017年で18%増）も説明した後、しかし2040年段階でも、太陽光と風力が発電量ベースで総量の10%程度に達するまでが限界であろうと論じた。その最大の理由はコストであり、また、それらの発電装置を作るのに必要なレアメタル採掘で地球にかかる負荷が大きい点も強調され

た。私的感想を述べれば、地球に優しいはずの再生可能エネルギーを生み出す過程で、資源採掘で環境を破壊してしまう矛盾が衝撃的であった。また、質疑を通して、日本と異なりカナダでは、原子力発電を概ね受容しているとの分析も興味深かった。

司会の声がオンライン用マイクでうまく拾われず、コメントがリモート参加の会員に十分届かなかったり、せっかくの池上会員の詳細な資料がオンタイムで参加者に配布できなかったりと、ZOOMその他の機器使用の面でいくつか課題が残った点は否めないが、初日の午前中としてはいつも以上に多くの参加者を得て、特に質疑セッションが非常に活発になったのは、ハイブリッド方式の大きな成果と言えよう。

スティーヴン・ハーパー前政権が京都議定書から離脱して以降、海外メディアからは日本の捕鯨を引き合いにして、「今やカナダにとっての環境は日本にとっての捕鯨問題と同じになった（Canada is now to climate what Japan is to whaling.）」と指摘され、もはや環境先進国ではなくなったと見られてきたこの国について、現状の取り組みや問題を知る良い手がかりとなったし、両報告ともに学ぶ点が多く、今後それらをさらに発展させた研究成果を拝見する日を楽しみにしたい。（麗澤大学）

*

セッションⅢ「特別公開セッション：“Human Mobility in the COVID-19 Era: Focusing on Education and Academic Cooperation”

（第一日午後）

佐藤 信行

COVID-19は、今回の年次研究大会にも大きな影響を与えたが、国境を越えた人の交流を妨げるという点で、カナダ研究やカナダの大学との教育交流にも危機的な状況を生み出している。そこで、セッションⅢでは、カナダ大使館から2人の外交官をお招きし、JACS会長である佐藤が司会となつて、“Human Mobility in the COVID-19 Era: Focusing

on Education and Academic Cooperation” (COVID-19 時代の人の移動交流：教育と学術交流に焦点をあてて) と題する情報共有と議論を行った。なお、このセッションは、特別公開セッションとして、会員の所属校をはじめとする教育研究機関の国際交流担当者に広く呼びかけたところ、多くの参加を得た。

カナダ大使館からは、“Study in Canada” のテーマの下、まず広報担当参事官のマット・フレイザー氏から“Overview of Canadian Education” の報告を得た。報告では、カナダ高等教育の特長について包括的な紹介がなされた後、連邦グローバル連携省 (Global Affairs Canada) による International Education Strategy (IES) の説明があった。これは、2014 年～ 19 年を第 1 期とし、今後 24 年まで延長された連邦施策で、留学生受入とカナダ人海外学修支援を目的として、今後 5 年で 1 億 4790 万カナダドルの歳出が予定されている。その結果、2018 年度には、カナダ国内の留学生数 72 万人以上、216 億カナダドルの留学産業売り上げ、17 万人の雇用が生み出されているとのことであった。大使館としては、引き続き、IES に基づき、日本からのカナダ留学支援を促進するとのことである。

次の報告は、移民プログラム担当マネージャーのハロルド・ウルフ氏による報告“Canada’s Managed Migration System, International Students and COVID-19” であった。報告は、カナダにおける人の移動史の概観からはじまる充実したものであった。First Nations から説き起こした説明により、1967 年以降のカナダでは、ポイントシステムに基づく人の受け入れ、すなわち、国籍による区別を基礎としないシステムが運用されていることが示された。2019 年の OECD レポートでは、カナダでも高齢化が問題であることが示されており、人口学及び労働力の視点から、管理された人の受け入れが必要であることが理解される。そこでカナダ政府は、1990 年代以降、毎

年全人口の 0.8% 程度の移民を受け入れる政策を採用してきており、例えば、2020 年の計画受入数は 34 万 1 千人となっている。

他方で、留学については、Study Permit による管理が行われている。2019 年にこれを得ていた日本人は 8485 人で、国別 12 位 (上位 5ヶ国はインド、中国、韓国、フランス及びベトナム)、留学生比率で 1% であった。Study Permit を有する者は、カナダ留学の他、週 20 時間まで職種を問わない労働が可能である。また、卒業後は、申請により Post-Graduate Work Permit を得ることもでき、更に移民する途も認められている。カナダは PGWP を増やしており、2018 年度に許可を有していた者は、18 万 6 千を超えている。

問題は、COVID-19 の影響である。カナダは、2020 年 3 月 16 日以降、外国籍の者の入国規制を行っており、報告日現在解除されていない。ただし、毎月末に見直しが行われており、次の見直しは 9 月 30 日である。報告日現在カナダへ留学することが可能なのは、3 月 18 日前に発行された Study Permit を有し、カナダへの留学が不可欠である者に限られ、14 日間の検疫隔離が必要とされている。新規の Study Permit の申請も受け付けており、政府は、2 段階で Permit を発行している。第 1 段階では有資格者に Letetr が発行され、これにより、正規のオンライン授業に参加することができる。第 2 段階は、最終承認であり、これにより入国が許可されるが、現状では新規発行の Permit では入国できないことから、状況の好転待ちである。

質疑では、神田外語大学の矢頭典枝会員から、カナダの大学からオンライン留学の申し出があったことをはじめ、関西学院大学や中央大学等の状況なども報告された。また、Study Permit の第 1 段階の Letter の意味について、これは大学間の協定等に基づくプログラムとは別であり、あくまで、留学を前提としてカナダの受入教育機関が提供するオンライン学習の

正規履修許可というインセンティブを提供するものであるという補足説明があった。多くの会員から、オンライン留学について、メリットがある一方で、現地体験という点では限界があること、また日加の2国間についていえば、時差の問題が大きく、これが小さいオーストラリアやニュージーランドとの差別化の努力が必要であることなどが指摘され、各大学に共通する課題が明らかとなったといえよう。

改めて、カナダ大使館の御協力、とりわけ報告のために大学セミナーハウスにお越しいただいたお二人には、心から感謝申し上げます。

【補足】カナダ政府は、その後留学生の入国を緩和することを決定し、10月20日以降順次、3月18日以後に発行された Study Permit でも入国が認められている。また、新規の Study Permit の第2段階発行も再開されている。

(日本カナダ学会会長・中央大学)

＊

セッションⅣ「基調講演: Politics, Immigration, and Multiculturalism」

新川 敏光

キース・バンティング教授は、カナダ・クイーンズ大学名誉教授であり、現在も同大政策研究院の Stauffer Dunning フェローとして活発な研究活動を続けている。バンティング教授は、これまで多文化主義や福祉国家研究において数多くの優れた業績を残してきた最も著名なカナダ政治学者の一人である。

今回の基調報告においてバンティング教授は、諸外国で抱かれるカナダの（「今や唯一例外的にリベラルな国」といった類の）「よきイメージ」について、移民と多文化主義に対するカナダ人の意識・選好を検討することによってより深い洞察を提供してくれた。以下、報告について簡潔に述べる。

第一に、カナダが移民の国であるからといって、人々が常に移民受け入れに肯定的であったわけではない。1990年代半ばまでは移民反対の声が移民賛成の倍ほど（60%以上）に

上っていた。その後賛成の割合が急上昇し、2000年代に入ると賛成派が反対派を上回るようになり、その後両者の関係が逆転した状態（賛成が60%程度）が続いている。逆転の理由として考えられるのが、移民政策の変化である。1990年代中葉から経済的資格（資産や専門技能の保有）に基づく移民が大幅に増えている。これに対して家族再結合を理由とする移民受け入れは、著しく減少している。難民受け入れについては、大きな変化はみられない（つまり、目立って増えてはいない）。こうした受け入れ傾向を反映して、移民の経済的効果を肯定的に捉える声が2000年代以降圧倒的多数となっている。

第二に、宗教的表徴に対する人々の意識について、十字架の首飾り、ヒジャブ、ニカブの着用の可否を問うと、公共性の高い空間になるほど、着用に対して厳しい声が多くなる。またいずれの空間においても、三つなかで十字架、ヒジャブ、ニカブの順で肯定する割合が低くなる。十字架、ヒジャブについては、公共性の高い投票行為においても、肯定する者が多数派である。調査結果は、ケベック以外の諸州（ROC）とケベックに分けて表示されているが、いずれの項目でもケベックはROCよりも寛容度が低い。全身を覆うニカブについては全般的に拒絶反応が強いが、外歩き程度ならO.K. という声がROCではわずかに反対派を上回っている。

第三に、多様性の承認・順応・支持について、具体的な政策ごとに行った意識調査の結果をみると、概して承認のレベルは高いが、軍人や警察官が職務中にターバンを着用すること、移民の母語を公教育で教えることには反対する声が多数派であり、雇用において少数派や移民を優遇する措置に対しては反対派が多数を占める。この調査でも、ほとんどの項目においてケベックではROCよりも反対の割合が高い。

以上の調査結果を踏まえ、バンティング教授

は、カナダでは象徴としての多文化主義は強固に支持されているものの、特定の便益を与える政策については反対が多く、意見が分かれること、人々のなかには一貫して多文化主義を支持する層と反対する層に加えて、条件付き支持派が区別されることを指摘した。

最後に、バンティング教授は、政治の役割・機能について言及した。2000年代前半までは、党派別の移民支持率は同じように上昇していたが、それ以降保守層の間では支持率が低下に転じたのに対して、自由党とNDPの支持層の間では一貫して上昇するという分極化傾向がみられる。こうした分極化傾向は移民の経済効果に対する評価の違いとかなりの程度対応しているが、それ以上に文化的懸念の違いと大きく関連している。保守層では、移民がカナダの文化にとって脅威であるという声が顕著に高まっている。

現在のカナダ保守党は、もともと反移民の政党であった改革党を母体として、カナダ本来の保守であった穏健中道の進歩保守党を吸収することによって生まれたが、近年社会的保守勢力が勢いを増している。しかし保守党が全国政党として連邦選挙に勝つためには、移民票と社会的保守票、両方を獲得しなければならない。こうしたパラドックスに直面して、保守党は、2011年選挙では移民の積極的効果を、2015年選挙では「難民危機」を訴え、そして直近の2019年では争点回避を行った。いずれにしても、カナダにおいても、他の欧米諸国同様に政党の分極化傾向がみられるものの、このような「保守党のパラドックス」ゆえに、その程度はより穏やかなものに止まるというのがバンティング教授の将来予測である。

カナダにおける移民支持が経済的動機に由来するところが大きく、多文化主義も象徴的な支持にすぎないとすれば、保守党が巧みに世論をリードし、多文化主義の旗を掲げながら、実際には社会的保守主義により重心を移し、その結果政治的分極化が一層進む可能性も

あるのではないかと質問に対して、バンティング教授は保守党政権時代に行われた多文化主義の再定義（イギリスの伝統のなかに多文化主義を位置づけようとする試み）が国民の支持を得られなかったことを指摘し、そのような戦略が成功する可能性は低いと論じた。

バンティング教授の報告は明晰であり、豊富な調査資料に裏付けられた説得力に富むものであった。
(法政大学)

*

セッションV シンポジウム：「分断を超えて：多文化主義・移民・社会統合」

(第二日午前)

池上 岳彦

シンポジウム「分断を超えて：多文化主義・移民・社会統合」では、3名の報告者に基づく議論が行われた。

荒木隆人会員（岐阜市立女子短期大学）の報告「社会統合の理念—多文化主義と間文化主義」は、ブシャー・テイラー委員会報告書に代表されるケベック州の間文化主義及びそのケベック州政治への反映状況、ヨーロッパにおける間文化主義の現状、ウィル・キムリッカ及びテッド・カントルによる多文化主義・間文化主義に対する評価を整理した。そのうえで報告は、多文化主義と間文化主義は、多様性と権利を保障する点は共通であるが、前者は少数派集団の権利保障を、後者は多数派文化の「特別待遇」を前提としつつ文化間対話を強調する点で相違する、と特徴づけた。また報告は、ピエール・トルドーにみられる「対等な多文化主義」は統合の観点が弱い、ヨーロッパ型の間文化主義はネーション性の問題を看過している、1990年代以降のカナダ連邦などにみられるリベラルな多文化主義は多数派の文化保護について不安がある、ケベック型の間文化主義は多数派文化を守る「特別優遇の原理」の制約基準が曖昧であると、それぞれが抱える問題点を指摘した。

質疑応答では、トルドーを「対等な多文化

主義」の分類に入れることの妥当性、ケベック州の間文化主義が二元性を明確に打ち出していることの意味及びそれが法制化されていなくとも実効性を有している事情、ヨーロッパにおける間文化主義の状況及びそれをカナダの議論と比較する意義などについて議論が行われ、カナダ及びヨーロッパにおける多文化主義と間文化主義の現状及び今後の課題が明らかにされた。

山本健人会員（大阪経済法科大学）の報告「多文化主義国家における『信教の自由』」は、1982年の人権憲章を解釈するカナダ最高裁が、一方でマイノリティ宗教を承認することでアクセルを踏みつつ、他方で多様性を法的枠組みの中で統御することでプレーキを踏む、との認識を示した。報告は、問題となる信仰・行為が信教の自由の保護範囲に入るか、入る場合も保護された行為を制約することが正当化されるか、という二段階審査が行われるとしたうえで、カナダ最高裁は「宗教に関連する」「真摯な信仰」であれば信教の自由の保護範囲だという主観的な宗教理解を重視するが、信教の自由の共同体的側面も認めるようになったことを指摘した。また報告は、先住民の信仰と土地の結びつきを信教の自由の保護範囲内とした判決結論同意意見、平等・公序良俗は信教の自由に勝るとの判決、宗教的装飾物の着用は他者の権利を侵害しない範囲で認められるとの判決及び武器となりうる宗教的装飾物の学校持ち込みを容認する判決を紹介したうえで、社会統合の見地から平等、憲法上の権利、公正な司法などの現代社会に不可欠な価値を侵害しない範囲で信教の自由を保障する「法の下での多文化主義」が重要だと結論づけた。

質疑応答では、マイノリティを承認して異文化間対話を奨励する憲章解釈が行われる状況、裁判を通じてマイノリティ宗教の理解が進むことで従来の価値観が相対化されれば社会統合に資すること、共同体としての

信仰が信教の自由の保護範囲内だとしても、共同体と個人が衝突する場合は共同体の利益の考慮を正当化段階で行うことなどについて議論が行われた。

飯笹佐代子会員の報告「『移民の安全保障化』とカナダ」は、移民・難民の排斥がなぜカナダで抑制されているかを分析した。「移民の安全保障化」とは、移民・難民が国家の安全・社会秩序を脅かすとみなされて国家安全保障政策の対象となることである。報告は、スティーブン・ハーパー政権が国家への反逆・スパイ・テロに関与した重国籍者の国籍剥奪を行政処分で行う法律を制定したのに対して、ジャスティン・トルドー政権がその規定を削除したことを評価したが、人権憲章にカナダ国籍が規定されていない不安定さも指摘した。また報告は、ハーパー政権下で密航による庇護希望者の難民認定が厳しくなったのに対して、トルドー政権は受入緩和の方向へ転換したが、アメリカから非正規で越境してくる庇護希望者への対処が課題となっていると述べた。さらに報告は、カナダで極右の台頭が抑えられている理由を①選別的移民政策、②包括的統合政策及び③移民政策・多文化主義への異論封じに求める学説をめぐる論争を紹介し、「移民の安全保障化」が抑えられているように見えるのは多文化主義の成果なのか、と論じた。

質疑応答では、「移民の安全保障化」には国境管理という面があるものの、特定の出自の庇護希望者を犯罪などと結びつけて排除対象とすれば国内に暮らす同様の出自の人への差別を助長して社会統合を損なうおそれがあること、カナダとオーストラリアの多文化主義の相違点が主にケベック問題の存否によること、多文化主義がカナダ的価値の共有や文化の相互交流に重点がおかれるようになったこと、庇護希望者の受入れにおける連邦政府と州政府の役割、カナダにおける移民・難民への寛容性の理由などについて議論が行われた。

このようにバンティング教授の講演と本シンポ

ジウムを通じて、カナダにおける「多文化主義・移民・社会統合」の論点・現状及び課題が明らかになったといえる。(立教大学)

＊

セッションVI「ICT (Information and Communication Technology)」

(第二日午後)

大石 太郎

情報通信技術 (ICT) は現代の生活に欠かせない、いわばインフラといえるものになりつつあるが、道路や水道といった従来のインフラと大きく異なるのは、国境をいとも簡単に越えてしまう点である。ICTといえば、GAF A (あるいはGAFAM) とよばれるアメリカ発のIT 大手企業やサービスがすぐに思い浮かぶが、カナダ企業も頭角を現しつつある。その代表格は首都オタワを拠点とするショッピングファイであり、アマゾンにはまだまだ規模で遠く及ばないものの、電子商取引システムの分野で2020年に急成長を遂げ、日本のマスメディアでその名を目にする機会も増えている。日本経済新聞の記事(村山恵一「ショッピングファイ旋風と雇用」、2020年11月7日付朝刊)によると、ショッピングファイは175か国に進出し、100万を超す事業者が利用しているという。カナダではトロント大学がディープラーニング(深層学習)を中心にAI(人工知能)研究の拠点として知られ、多くのスタートアップ企業が集積するトロント周辺は「北のシリコンヴァレー」との異名が定着してきた。しかし、日本のカナダ研究は、カナダにおけるICT産業の発展やICTの普及にともなう社会の変化といった課題に十分取り組んでいるとはいえない。そこで今大会ではICTというセッションを設け、とくに法律分野を中心にご報告いただいた。

第1報告は佐藤信行会員(中央大学)による「インターネット上の国境を越える情報規制－2018年カナダ最高裁Google対Equustek判決を中心に－」であった。佐藤会員によれば、既存の法システムは自由意思をもつ「人」の存在を前提とし、「人」の活動を国

家法が規制しているが、ICTの高度化はこうした考え方に大きな問いを投げかけているという。そのうえで、本報告では後者、すなわち国家法による「人」の活動の規制の限界が、カナダの事例に基づいて検討された。具体的には、ブリティッシュコロンビア州所在のコンピューター機器製造販売業者Equustek Solutions Inc. がカナダ国外に所在したと考えられている元販売代理店Datalink Technologies Gateway LLCを提訴した裁判に端を発した、Equustek社とGoogle社との間の法廷闘争が詳細に紹介され、本報告はカナダの裁判所がGoogle社に対して知的財産権の侵害に限定した観点から命令を出した判断に一定の評価を与えた。一方、性的表現やプライバシー情報そのものについては、特定の価値を前提とする命令は問題が大きいとした。そして、国境のないインターネットにおいては、国境を越える法律問題が今後増えることはあっても減ることはないとし、国・地域ごとの「譲れない価値」が重要になることから、地域研究の役割がきわめて大きいことを指摘した。

第2報告は、岩隈道洋会員(中央大学)による「日本とカナダにおける疾病予防と個人情報保護」であった。本報告ではまず、疾病対策における個人情報の必要性として、疾病動向の把握と記録および疫学研究、患者の治療への直接的貢献、健康指導や予防医療への貢献、疾病対策の4点が指摘され、日本とカナダ(連邦および州)における従来の制度的枠組みが整理された。そのうえで、感染症予防におけるICT活用について日本とカナダの現状が紹介され、さらに現在進行形の課題である新型コロナウイルスの接触確認アプリにおけるプライバシーの取り扱いとそのメリットとデメリットが論じられた。疾病対策の組織的対応が中央集権的な日本と連邦制のカナダとで大きく変わらないなかで、興味深かったのは、医療ビッグデータの構築に向けた電子カルテの企画・ネットワークの統一はカナダが日本よりも数段先行しているという指摘である。ICT活用がなかなか進まな

い日本の惨状はともかく、ともすれば、それぞれが別の国という印象すらあるカナダの州・準州が連邦とともに電子カルテの規格統一と統合システムを実現し、いくつかの州ではその運用を前提とした州法が制定されているというのは意外に思えなくもない。ただ、一見意外なようでいて、国の指導力に依存するのではなく、連邦と州がある意味対等に話し合うことが習慣化しているカナダだからこそ、まず話し合いによって目指される方向性が明確にされ、結果として実現したのかもしれない。

両報告の後、まとめて質疑応答の時間を設けたところ、フロアとZoom参加者双方から質問が相次いだ。いずれも法律分野からの報告ではあったが、身近な話題のせいに関心の高さがうかがえた。そして、国境を越えるインターネットの時代にあっても国・地域には「譲れない価値」があり、あるいはICTの活用にも国による特徴がみられ、それらを理解しようとする地域研究の役割の重要性に改めて気づかされたセッションであった。（関西学院大学）

* * *

< 自著を語る >

『カナダの女性政策と大学』（東信堂、267頁、2017年、3,900円＋税）

犬塚 典子

本書を刊行して3年が経とうとしている。この欄の執筆企画をいただき、頭に浮かんだのが、日本経済新聞の「半歩遅れの読書術」というコラムである。各界の読書人が、個性的な読書スタイルや選書法、やや時間の経過したお勧めの本を紹介する。本書が「半歩遅れでも、お勧めすべき良書か否か」と逡巡しているうち、日本のカナダ研究自体が「半歩遅れ」など、もろともしない研究スピリットによって前進してきたことに気がついた。メジャーなアメリカやイギリスの研究ならば、出版などのメディア露出、教員ポストの機会も多そうに思われる。そういったアカデミック・キャピタリズムに飛びつくことなく、いわばコストが高い研究対象をあえて選び、自らのペースで地道に歩

み続けているのが本学会の会員ではなかろうか。

そもそも筆者は、半歩遅れどころか、ゆうにトラック一周は遅れてカナダ研究に足を踏み入れた。本書は、2004～2015年の間、3つの大学で男女共同参画に関する仕事をしながら、約10年かけて執筆したものである。筆者の専門分野は教育学で、学位論文はアメリカの奨学金政策をテーマとしていた。40代半ばに東北大学法学研究科のCOE研究員になるまで、はずかしながらカナダに関心を寄せることはなかった。

転機は2004年12月に訪れた。専修大学で開かれた「ジェンダー法学会」に出張した際、UBC准教授のジェニファー・チャンさんを紹介されたのである。日本の人権団体の現地調査のために「九条の会」を訪問する彼女と待ち合わせ、喫茶店で1時間ほど話し合った。アメリカ教育では、ジェンダー法政策研究の成果が出にくく、研究の方向性を模索していた筆者に、チャンさんは「トロント大学がジェンダー研究でいちばん進んでいる」と勧めてくれた。3カ月後の凍てつく夜、雪の残るトロントのシェラトン・センターに到着し、窓から眺めた新市庁舎はあまり心誘われるものではなかった。しかし、翌日から始まった訪問調査は実り多く、筆者をカナダの大学研究へといざなった。

本書は、この時のトロント調査を骨格とする第1章「女性の地位に関する政府調査委員会による政策形成—教育へのアクセスを求めて」と、その後の調査による第2章『『雇用公平法』と大学—研究職へのアクセスを求めて」、第3章「両立支援政策と大学—ワーク・ライフ・バランスを求めて—」から構成される。

第1章のプロトタイプとなる原稿を書いていた時は、チャンさんの存在に示されるようなカナダの大学における女性の地位向上（status of women）の経緯と、組織的な取り組み（diversity, equity, work-life balanceなど）を明らかにし、日本の大学改革に役立てるといった社会工学的な動機で取り組んでいた。アメリカ教育史研究でおぼれるような思いもしたので、カナダ史研究の深みにはまらないよう浅瀬を選んで泳ごうとしていたように思う。

第二の転機は、トロント訪問の半年後、現在は本学会会員であるスティー爾若希さんがもたらした。東北大学への着任を控えた彼女に気軽な挨拶をするつもりでオタワを訪ねた筆者であったが、彼女のフェミニスト魂は容赦がなかった。女性行政、人権団体、ジェンダー研究の重鎮気鋭、錚々たる顔ぶれとの面談予約が入り（古地順一郎さんがその一人である）、その合間に、カナダ政治についてのレクチャーが延々と（日本語で）続くのだった。半歩遅れどころか、突然、トラック一周分、先に走らされている気分である。自分一人の力では何年かかっても得られない人との出会いと貴重な資料を抱え、怖れ多くもカナダの女性政策の研究を始めることになった。この時、訪ねたカールトン大学の公平性部局（equity office）の調査を手がかりに、本書の第2章の土台となる原稿に組み組んだ。

以上の二つの論稿を中心に一冊の著書をまとめようと思いついたのが2006年頃である。本学会にも入会し、母校の早稲田大学で開催された大会におそるおそる初参加した。そこでは、スティー爾さんから学んだことはまた別の角度から、多様なカナダ研究の深い世界が繰り広げられていた。その後、自身の異動も続いて執筆は滞ったが、毎年の学会参加や、会員諸氏の研究成果から学びつつ、著書の構成を組み立てては壊す日々が続いた。

本書の第2章は「雇用平等に関する政府調査委員会」にかなりの部分を割いている。オタワの先進的フェミニストの間では「ロイヤル・コミッションは、政府が何も実行したくないから作るもの」と不評であった。しかし、2010年の青山学院大学の大会で岡田健太郎会員の報告「ロイヤル・コミッションによる政策革新—政治参加・デモクラシー・制度変容」を拝聴できたのは僥倖であった。少なくとも1980年代の通称「アベラ・コミッション」は研究する価値があると考え取り組むことにした。これは掘り下げ始めるときりがなく政治学、法学へと広がっていき、途中で「カナダの大学」は諦めて『ふたつのロイヤル・コミッション』という本にまとめようかとまで考えた。

最終的に、2013年にモンリオールの大学を訪ねて調査し、ケベック州の子育て支援政策に焦点をあ

てて本書の第3章を執筆した。時代の流れを追いながら各大学の対応を検証し3つの章を整えた時には、課程博士論文を公開した前著と同じ分量に達していた。本書については、すでに『カナダ研究年報』第37号（2017年）にて、溝上智恵子会員によって、政治制度や歴史に関する筆者の基礎知識の不十分さも含めて的確な書評をいただいている。

そのなかで特に肯いたのが「大学に対する影響は州政府が強い権限を有していることを踏まえると、幾つかの州の女性支援策を取り上げて、詳細な分析があれば、よりカナダらしさを把握することができたのではないか」というご指摘である。実は、本書をまとめる過程で、オンタリオ州、BC州、ケベック州と章立てをして、同じ枠組みで比較分析をする構成を何回か検討した。しかし、まさにカナダ研究の深みというか、自身の力量不足で息切れしてしまった。関心のある会員がいれば、いつか一緒に取り組んでみたい。

本学会のニューズレターということで懐かしい思い出に浸ってしまったが、このような「何歩遅れの歩みでも」本を出版できることをお伝えしたい。本書の原稿がほぼ完成したとき、京都大学の5年の任期が終了し、すぐにはポストが見つからず東京に戻るようになった。科研費の申請資格がないと思いついていたが、応募要領を読むと出版助成の「研究成果公開促進費（学術図書）」は、所属機関がない場合は個人管理で申請できるとのことであった。

2015年11月、無所属の筆者は、市ヶ谷の日本学術振興会に申請書一式を持参した。翌年には採択の通知をいただき本書は出版された。研究機関に所属しない会員もあきらめず、出版を希望される方は、ピアレビューの力を信じて、ぜひ申請していただきたい。（田園調布学園大学）

* * *

((事務局より))

◆『カナダ研究年報』第41号（2021年9月発行予定）の公募要項

(1) 発表の完全原稿のみ（採否の決定はレフリー制による）。(2) 原稿の種類：「論文」（邦文40字×40行×12.5枚相当以内；

英仏文 16 語 × 25 行 × 20 枚相当以内); 「研究ノート」(邦文 40 字 × 40 行 × 8 枚相当以内); 英仏文 16 語 × 25 行 × 12.5 枚相当以内); 「書評」(邦文 4500 ~ 5000 字) いずれも横書き、図表、注、文献リストを含む。(3) 締切: 2021 年 1 月末日必着。(4) 執筆要項及び投稿用表紙: JACS ホームページに掲載。(5) 原稿送付先: 〒 277-8687 千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1 麗澤大学 田中俊弘宛(郵送)、あわせて ttanaka@reitaku-u.ac.jp(メール添付)まで。

◆第 34 回『日本カナダ学会研究奨励賞』論文募集

日本におけるカナダ研究の促進と育成を目的として、優れた研究論文を募集します。(1) 応募要件: カナダ研究に関する論文で、応募締切日より起算して過去一年以内に発表されたか、未発表のもの。テーマや領域は問わない。用語は日本語・英語・仏語のいずれか。(2) 応募資格: 日本国民又は日本在住者であって、応募締切日において次のいずれかに該当する者、(a) 大学院に在学している者、(b) 大学院を修了又は退学してから 5 年未満の者、(c) 満 40 歳未満の者。(3) 原稿枚数: 邦文は横書きで 400 字 × 80 枚相当を上限とする(含・図表/脚注)。A4 判ワープロ仕上げが望ましい。欧文は 15,000 語以内(含・図表/脚注) = A4 判ダブルスペース。いずれの場合も 1 論文につき、コピー 2 部(正副合計 3 部)を送付すること。著者名、論文名、所属、略歴、連絡先(郵便及び電子メール)をカヴァーレターに明記すること。また、応募書類は返却しない。(4) 論文の推薦: 応募要件に該当する既発表論文について、執筆者が応募した場合のほか、学会理事が推薦した場合、これを他薦の審査対象論文として取り扱う。(5) 締切: 2021 年 5 月 31 日(必着)。(6) 送付先: 〒 162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 中央大学市ヶ谷キャンパス 佐藤信行研究室気付 日本カナダ学

会事務局宛。(7) 賞・賞金・特典: 最優秀論文賞 1 名に正賞および副賞(5 万円)。優秀論文賞(佳作) 2 ~ 3 名に正賞および副賞(2 万円)。なお最優秀論文賞の受賞論文は、未発表のものに限り、規定に基づいてカナダ研究年報に掲載することができる。(8) 発表および授賞式: 2021 年 9 月、第 46 回年次研究大会にて。(9) 問い合わせ: 電子メールにて事務局まで。

◆第 3 回『日本カナダ学会賞』受賞候補作品再募集

日本カナダ学会賞は、日本におけるカナダ研究の優れた成果を顕彰し、カナダ研究の発展に資することを目的として、カナダに関する優れた邦語書籍及びその著者に対して授与する学術賞として、日本カナダ学会が 2014 年 10 月に創設しました。本年度の年次研究大会にて受賞作品の発表を行うべく第 3 回受賞候補作品を募集しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、選定作業のみならず、ご応募・ご推薦においても大きな支障が生じているものと考えられるため、理事会において受賞作品の選出を 1 年延期することを決定いたしました。そのため第 3 回受賞候補作品のご応募・ご推薦を再度受け付けることと致しましたのでお知らせ致します。

(1) 対象作品: ①カナダに関する邦語書籍(学術書、翻訳書、啓蒙書等)。固有の ISBN を有するもの、②全体の 8 割以上が日本語で記述されているもの(ただし、日本語と他言語で同一の内容を記述されているものである場合には、日本語で記述されている割合が、全体を記述言語数で除した割合以上であること)、③ 2018 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に刊行されたもの。(2) 審査: 日本カナダ学会賞委員会において審査を行います。推薦者(自薦・他薦可)は、該当書籍 2 冊と推薦書(自由形式、A4・1 枚以内)を添えて、郵送により、

日本カナダ学会（編）、飯野正子・竹中豊（総監修）

『第二版 現代カナダを知るための60章』（明石書店）刊行にむけて

竹中 豊

当学会では、過去3種類の著書を編纂・刊行しています。『史料が語るカナダ』（1997年）、『新版 史料が語るカナダ』（2008年）、そして『はじめて出会うカナダ』（2009年）で、いずれも有斐閣からの出版です。そしてこのたび、“エリア・スタディーズ”の一環として『第二版 現代カナダを知るための60章』を明石書店から刊行することになりました。その元となっているのが、2010年刊行の『現代カナダを知るための57章』（飯野正子・竹中豊、編著、明石書店）です。しかし、初版刊行からすでに10年を経過しているため、このたび装いあらたにその第二版を刊行することになりました。といっても、単にデータを新しくするだけでなく、現行版の内容を大幅に刷新した形になっています。その意味では、これは実質的に新刊書と言ってよいでしょう。

本書の特徴は次のとおりです。(1) 日本における新たなカナダ研究の成果を大きく反映していること、(2) カナダ社会における先住民の位置づけを重視していること、(3) 日系カナダをふくめカナダの多様性とその魅力を幅広く論じていること、等にあります。刊行は2021年2月末～3月上旬の予定です。

編集委員は佐藤信行会長（中央大学）、大石太郎副会長（関西学院大学）、田中俊弘副会長（麗澤大学）、矢頭典枝副会長（神田外語大学）、さらに上記2名の編著者が加わっています。出版形態としては、当学会が「編纂」、現行版の編著者が「総監修」を担う一方、執筆者は総勢50名からなり、カナダ在住の日系人1名をのぞき、すべて当学会員です。執筆の労をとっていただいた方々には、この場を借りて改めて御礼を申しあげる次第です。（顧問・元カリタス女子短期大学）

ご応募ください。なお、応募書類・当該図書は返却致しませんので、あらかじめご了承ください。(3) 締切：2021年4月30日（必着）。(4) 提出先：〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8 中央大学市ヶ谷キャンパス佐藤信行研究室気付 日本カナダ学会事務局宛。(5) 受賞作品の発表及び表彰：2021年9月、第46回年次研究大会にて。受賞作品の著者に対し、正賞（授与記）と副賞（賞金10万円、翻訳書の場合賞金8万円）を贈呈。(6) 問い合わせ：電子メールにて事務局まで。

◆会費納入について（お願い）

現在会費の納入を受け付けております。また、前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去3年分（当該年度を含まず）の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員資格を失う

こととなりますのでご注意ください。一般会員：7,000円・学生会員：3,000円（学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと）。郵便振替口座：00150-2-151600。加入者名：日本カナダ学会。他金融機関からの振込の場合は、口座番号：ゆうちょ銀行〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座0151600 ニホンカナダガツカイ。来年度以降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします（自動振替による口座引落は7月です）。ご協力願います。なお会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

* * *

★編集後記……アメリカ大統領選でバイデン氏の勝利宣言直後、最初に祝電を送った外国要人……それがトルドー・カナダ首相。「待ってました！」とばかり。次期副大統領のハリス氏はモンリオールの高校出身。2021年は文明人の節度を取り戻せるかもね。（YT）